

化粧品を安全に使うために

私たちは普段、いろいろな化粧品を使っています。これらは厳密には化粧品と医薬部外品に分類されます。化粧品と医薬部外品はどこが違うのでしょうか。また、様々な外国製化粧品を使う人が増えていますが、そこには安全性という点で思わぬ落とし穴があります。化粧品による様々なトラブルを避けるにはどうすればよいのでしょうか。ここでは化粧品を安全に使うために知っておきたいこと、気を付けたいことを紹介します。

1 化粧品と医薬部外品

(1) 化粧品と医薬部外品の違い

私たちは普段、自分が使っている製品が化粧品であるか医薬部外品であるかを特に意識していません。化粧品と医薬部外品は形や使用方法は似ていますが、医薬部外品には医薬部外品であることが表示されています（図1）。



図1 化粧品と医薬部外品

化粧品は人体を清潔に保ち保護するという衛生的な目的と、見た目を変えるという美容的な目的を持っています。それに対し、医薬部外品は穏やかながら人体に何らかの薬理作用を与えるという目的があります。そのため医薬部外品には、薬効を目的とした成分が配合されています。

化粧品と人体に直接使用する医薬部外品の比較を表1にまとめました。

表1に示すように、化粧品にはメイクアップ化粧品や基礎化粧品などの他に、整髪料、シャンプー、歯みがきなどが含まれます。

表1 化粧品と医薬部外品の比較

	適応部位	分類	主な製品
化粧品	皮膚	基礎化粧品	洗顔料、化粧水、乳液、クリーム
		メイクアップ化粧品 ボディ化粧品	ファンデーション、口紅、ネイルエナメル、香水 石けん、ボディシャンプー、日焼け防止化粧品
	頭髪・頭皮	頭髪用化粧品 頭皮用化粧品	シャンプー、リンス、ヘアスプレー、ヘアマニキュア 養毛料、ヘアトニック
	口腔	口腔	歯みがき
人体に直接使用する 医薬部外品	皮膚	薬用化粧品	薬用石けん、ニキビ予防クリーム、美白化粧水
		腋臭防止剤 てんか粉類 除毛剤 浴用剤	デオドラントスプレー、腋臭防止剤 ベビーパウダー 除毛クリーム 入浴剤
	頭髪・頭皮	薬用化粧品	薬用シャンプー、薬用リンス
		染毛剤 パーマメントウェーブ用剤 育毛剤	ヘアカラー、ヘアブリーチ パーマメントウェーブ用剤（一剤、二剤） 育毛剤
口腔	口中清涼剤 薬用歯みがき	スプレー・カプセル・フィルムタイプ口中清涼剤 薬用歯みがき、マウスウォッシュ	

表2 化粧品と医薬部外品の法的規制

化粧品	成分	配合禁止成分（32成分+ 医薬品成分） 例：水銀、カドミウム、ホルモン類、ホルマリン 配合制限成分（17成分） 例：サリチル酸 0.20%以下 配合許可成分 防腐・殺菌剤（43種）、紫外線吸収剤（28種）、タール色素（83種）
	表示	全成分表示
医薬部外品	成分	製品ごとに承認 成分により配合上限値あり 例：ヘアカラー中の染毛成分
	表示	表示指定成分のみ表示義務有り（140成分） 例：パラベン、安息香酸、エデト酸等

平成15年6月30日改正

医薬部外品には表1にあげた以外に殺虫・殺鼠^{きっそ}剤やソフトコンタクトレンズ用消毒剤等の人体に直接使用しないものもあります。

140成分が表示指定成分とされています。これらを使用したときは成分を表示しなければなりません。

(2) 法的な規制

化粧品と医薬部外品を規制する法律は薬事法です。これに基づき守らなければならないいくつかの規制があります（表2）。

① 化粧品

〈使用する成分〉

化粧品の安全性は、薬事法の「化粧品基準」により確保されています。この基準には配合禁止成分(化粧品に使用してはならない成分)、配合制限成分(化粧品の使用方法に応じて使用できる上限値が定められた成分)及び配合許可成分が定められています。

定めがない成分については、事業者が安全性を確認したうえで、使用の可否や量を決めています。

〈表示〉

原則として使用した全ての成分を表示しなければなりません。

② 医薬部外品

〈使用する成分〉

医薬部外品の場合、使用の上限値が決められた成分もありますが、配合禁止成分は特に定められていません。医薬部外品を製造するときは、事前に使用する成分の種類及び量について厚生労働大臣又は都道府県知事の承認を受けます。

〈表示〉

アレルギーを起こす可能性があるものとして

2 化粧品で起こる皮膚障害

化粧品は長期に渡って使用するものです。したがって原料や製造方法には十分に注意が払われ、基本的には安全性の高いもののはずです。しかし国民生活センターに寄せられる健康被害に関する相談のうち、化粧品・エステティックを中心とした皮膚障害が最も多く10年以上も1位を占めています。平成14年度には皮膚障害の全事例2,139件のうち化粧品・エステティックによるものが1,018件でした（消費生活年報2003）。

皮膚障害の主なものは、①皮膚に付けたことにより刺激を受けて起こる**刺激性接触皮膚炎**、②アレルギー物質を含む化粧品を皮膚に付けたことにより体内に抗体がつくられ、その後に再び原因物質と接触して発症する**アレルギー性接触皮膚炎**、③皮膚に接触した物質が日光により刺激物質やアレルギー性物質に変化し、それにより引き起こされる**光接触皮膚炎**があります。

例えば、アトピー性皮膚炎に化粧品等で刺激を受けたり、エステティックサロンなどで皮膚の過剰手入れを行ったことによる刺激性接触皮膚炎、化粧品に含まれるプロポリスや植物成分等で起こるアレルギー性接触皮膚炎などが報告されています（化粧品の安全性等に関する調査、生活文化局平成11年）。

皮膚炎が原因で皮膚に色素が沈着し長い間消えないシミになることもあります。

3

輸入化粧品と国産化粧品

我が国で流通している化粧品は、輸入品・国産品とを問わず日本の「化粧品基準」に基づき管理が行われています。しかし、ときとして生産国の基準に基づく製品がそのまま輸入され、流通することがあります。

表3は、並行輸入品と総輸入代理店を通した輸入品のサリチル酸分析結果です。

我が国での上限値は0.20%ですが、並行輸入されたA化粧水では1.19%、Bクリームでは0.92%配合されていました。幸いにもこれらは販売前に回収され健康被害は起こりませんでした。しかし、実際に販売されたC美容液では、サリチル酸が0.37%配合されており、皮膚が赤くはれたり刺激を感じるという健康被害が起きました。東京都は被害報告を受けて調査し、製品は回収されました。

表3 輸入化粧品中のサリチル酸分析結果

(当センター)

製 品	輸入形態	分析結果*
A 化粧水	並行輸入	1.19%
	総代理店	0.20%
B クリーム	並行輸入	0.92%
	総代理店	0.00%
C 美容液	並行輸入	0.37%
	総代理店	0.00%

*我が国におけるサリチル酸の配合上限値は0.20%

一口メモ：並行輸入

総輸入代理店以外の事業者が、別のルートで同じ名前の商品を輸入することをいいます。

〈海外で使用の可能性のある危険な成分〉

海外で作られた化粧品には、我が国で配合禁止成分に指定されている成分が含まれていることがあります。例えば、水銀、ヒドロキノンモノベンジルエーテル（HQMB）、プロカイン等です。

水銀については、平成14年に香港で美白クリームが問題となりました。クリームに含まれていた水銀により腎機能障害を起こし、入院した女性がいたことが報告されています。

HQMBは海外の美白剤に配合される可能性があります。医療用医薬品としてアザの治療に用いるHQMBは、使い方を誤ると皮膚の一部が永久に脱色されて肌色が白く抜けてしまいます。

プロカインは本来局所麻酔剤ですが、海外では抗老化作用があるとして使用されることがあるようです。しかし、プロカインは重いアレルギーを誘発することがあります。また、このアレルギーになるとヘアカラー成分のパラフェニレンジアミンや紫外線吸収剤の一部に対してもアレルギー反応を起こし易くなります。

こういった化粧品が、日本国内で販売される可能性は低いと考えられますが、海外で直接購入する等の場合には、注意が必要です。



東京都では、流通している化粧品が「化粧品基準」に適合しているかどうか様々な監視指導を行っています。都内で流通する化粧品を買い、検査を行うこともその一つです。

当センターで平成13～15年度に試験を行った結果、成分・表示に問題があり、回収された化粧品・医薬部外品の主な事例を表4にあげました。

「許可外色素」としてリンス、パック、香水から検出されたカルモイジン、ブラックBN及びアシッドファストレッド3Gは、EU諸国では化粧品への使用が許可されていますが、我が国では許可されていません。

「無表示」のシャンプー、ヘアスプレー等から検出されたパラベン及びフェノキシエタノールは防腐剤で、化粧品に使うことは許可されていますが、表示がありませんでした。また、赤色2号、赤色227号及びだいたい色205号も化粧品に使用できる色素ですが、表示がありませんでした。

「有効成分含有量不足」の育毛剤（医薬部外品）は、有効成分であるニコチン酸トコフェロールの含有量が規定値を下回っていたため、医薬部外品における効果が不足になる恐れがありました。

4 化粧品を正しく使うために

安全な化粧品を選び、安心して使用するためには何に気を付ければ良いでしょうか。

(1) 成分表示を活用しましょう

＜化粧品の全成分表示＞

化粧品にはその製品に使われている成分が全て表示されていますので、購入するときには成分表示をよく見て選びましょう。化粧品の最低限の安全性は先に述べましたように薬事法で保証されています。しかし、化粧品による皮膚障害は個人差が大きいので、自分がどの成分に過敏なのかを知っておくことが大切です。



表4 回収された化粧品・医薬部外品の主な事例

(平成13～15年度 当センター)

製 品	生 産 国	成 分	回 収 理 由
シャンプー	オランダ	塩基性青99、塩基性茶16	無表示
	日 本	パラベン	無表示
リンス	オランダ	カルモイジン、ブラックBM	許可外色素
トリートメント	米 国	ホルマリン	配合禁止
ヘアスプレー	米 国	ジアゾリジニルウレア	許可外防腐剤
		パラベン	無表示
クリーム	ルーマニア	ホウ砂	上限値超過
ハンドクリーム	米 国	パラベン、フェノキシエタノール	無表示
化粧水	インド	パラベン	無表示
	英 国	イミダゾリジニルウレア	許可外防腐剤
ハンドローション	米 国	DMDMヒダントイン	許可外防腐剤
パック	イタリア	ホルマリン	配合禁止
		カルモイジン	許可外色素
香水	フランス	アシッドファストレッド3G	許可外色素
歯みがき	米 国	無機フッ素化合物	配合禁止
		ラウロイルサルコシナトリウム	上限値超過
入浴剤	日 本	赤色2号、だいたい色205号	無表示
	中華人民共和国	赤色227号、だいたい色205号	無表示
育毛剤（医薬部外品）	米 国	ニコチン酸トコフェロール	有効成分含有量不足

〈輸入化粧品の表示〉

輸入化粧品には表示の誤りや記載漏れが見られることがあるため、輸入化粧品の成分表示は、より注意して読む必要があります。

その例として図3に輸入シャンプーの成分表示を生産国表示と日本語表示とで比較してみました。生産国表示に記載され、日本語表示に記載されていない成分が、3成分(Lactamide MEA、Dimethyl Lauramine Oleate、FD&C Yellow No.5)あります。このうちFD&C Yellow No.5は日本名を黄色4号というタール色素でアレルギーの原因となることが知られています。また、3種類の植物抽出液とオイルを香料として一括して記載していますが、植物抽出液でも皮膚障害を起こす可能性があります。

記載漏れや誤訳の内容によっては、アレルギーにつながる可能性があります。

さらに、輸入品の日本語表示は、生産国の成分表示の上に重ねて貼られることが多いため、記載漏れや誤訳に気づかずに購入・使用する可能性があります。表示についての疑問は、販売元又は輸入元にお問合せください。

表5 ホルマリン遊離型防腐剤

名 前	日本における制限
イミダゾリジニルウレア (Imidazolidinyl urea)	シャンプー、石けん等の洗い流す製品に使用可
DMDMヒダントイン (DMDM hydantoin)	
ジアゾリジニルウレア (Diazolidinyl urea)	すべての化粧品に使用不可
クォータニウム15 (Quaternium-15)	
2-ブロモ-2-ニトロプロパン-1,3-ジオール (2-bromo-2-nitropropan-1,3-diol)	
ホルマリン (Formaline)	
パラホルムアルデヒド (Paraformaldehyde)	
メセナミン (Methenamine)	

表5に示したのは海外で使用頻度の高いホルマリン遊離型の防腐剤です。ホルマリン遊離型の防腐剤とは、製品中で分解してホルマリンを生じるものです。

海外での購入や個人輸入をするときは、生産国の成分表示をよく確認してください。販売されていた製品に表5で「すべての化粧品に使用不可」とある成分が記載されていた場合には、使用を控えるとともに当センター広域監視部(電話03-5320-5975)にお知らせください。

生産国表示

Ingredients: Water(Aqua), Ammonium Laureth Sulfate, Decyl Glucoside, Sodium Laureth Sulfate, Cocamidopropyl Betaine, Glycerin, Panthenol, Lactamide MEA, Dimethyl Lauramine Oleate, Wheat Amino Acids, Citric Acid, Methylchloroisothiazolinone, Methylisothiazolinone, Lemon Verbena (Lippia Citriodora) Extract, Mandarin Orange (Citrus Nobilis) Oil, Pelargonium Graveolens Oil, FD&C Yellow No.5(CI19140)

日本語表示

成分：精製水、ラウレス-2 硫酸アンモニウム、デシルグルコシド、ラウリル硫酸Na^{*1}、ココミドプロピルベタイン、グリセリン、パンテノール、小麦胚芽油^{*2}、クエン酸、メチルクロロイソチアゾリノン・イソチアゾリノン液^{*3}、香料

翻訳間違い

正しい翻訳

全部まとめて香料と記載

- *1 ラウレス硫酸Na
- *2 コムギアミノ酸
- *3 メチルクロロイソチアゾリノン・メチルイソチアゾリノン液

日本語表示に記載漏れ

図3 輸入シャンプーの成分表示比較

化粧品・医薬部外品を問わず成分表示に疑問を感じたときは自分で調べることができます。成分の目的、由来、安全性についてはインターネットによるメーカーの情報提供やお客さま相談窓口等で調べることができます。そのさい、国産品・輸入品を問わず消費者の疑問に十分に答えられる業者の製品を使用することが良いといえます。

(2) 正しい使用と保存方法を守りましょう

化粧品を購入した後は正しい使用方法と保存方法を守ることが大切です。

〈正しい使用方法〉

初めての化粧品を購入したときは、二の腕の内側に少し塗って皮膚のはれやかゆみがでないことを確かめてから使うようにしましょう。これをパッチテストといいます。特に染毛剤は染毛成分のパラフェニレンジアミン類が重いアレルギーの原因となる可能性がありますので、必ずパッチテストをするように心がけてください。

また使い始めてからでも万一異常を感じたときはすぐに使用をやめてください。皮膚科の医師に相談し、原因となる成分を見つけてもらいましょう。それにより今後の化粧品による被害を防ぐこともできます。



自分で行うパッチテスト

〈正しい保存方法〉

保存方法も安全に化粧品を使うための大切なポイントです。直射日光や高温は化粧品の品質を劣化させます。特に防腐・殺菌剤無添加の化粧品は、化学成分による皮膚障害のリスクは少ない反面、雑菌が繁殖する可能性があります。冷暗所での保存をおすすめします。

〈輸入化粧品を使用するときの注意〉

日本国内で製造される化粧品は世界的に見ても、品質や安全性が高いといわれています。

海外で直接購入したり、個人輸入した化粧品には、我が国で使用されていない成分が含まれていることもあります。こうした化粧品の使用には十分気を付けてください。成分表示を確かめ、パッチテストを行ってから使うようにしましょう。

成分や表示等に問題があった製品はメーカーの責任において自主回収（リコール）されます。それらの化粧品の販売名・ロット番号・回収理由は独立行政法人医薬品医療機器総合機構がインターネットに情報を公開しています（<http://www.info.pmda.go.jp/kaisyuu/menu.html>）。また、東京都においても健康被害が生じた場合にはホームページで情報を公開しています。（<http://www.anzen.metro.tokyo.jp/>）



身近な水系感染症に気を付けましょう

水は私たちの生命の維持や毎日の快適な生活に欠かせません。そうした飲み水や生活用水が、ときとして病原微生物で汚染され、下痢などの病気を起こすことがあります。飲み水やその他の水の利用によって病原微生物に感染して起きる病気のことを「水系感染症」といいます。ここでは水が原因で起こるおそれがある感染症とその防止方法や行政の取組などについて紹介します。

1 飲み水

水道局などから直接給水される水道水は、法令によって衛生的に管理することが水道事業者に義務づけられており、50項目にも及ぶ水質基準に適合した安全な飲料水です。水質基準のうち、微生物汚染の指標としては表1に示した項目があります。

表1 微生物汚染を指標する水道水質基準項目
水質基準に関する省令(平成15年 厚生労働省令第101号)

水道により供給される水は、次の(中略)基準に適合するものでなければならない。
<p>一般細菌</p> <p>1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること。</p>
<p>大腸菌</p> <p>検出されないこと。</p>

水道水以外の飲み水では、井戸水があります。また行楽などの際に湧水や沢水を口にすることもあります。これらの水には注意が必要です。井戸水や湧水・沢水などは人間を含む動物のふん便などで汚染されやすく、こうした水を飲んで水系感染症にかかる事例がこれまでも数多く報告されています。

井戸水が汚染された事例

飲み水の細菌による集団感染の多くは、家庭や店舗・学校などの井戸水、湧水・沢水が原因で発生しました。なかでも井戸水による事件が半数以上を占めていました。

井戸水による集団感染が起きた原因は、表2に示したように井戸水を消毒しないで飲用していたことでした。

表2 井戸水による集団感染事例

(患者数100人以上の事例)

発生日	発生地域	発生施設	汚染原因 消毒状況	患者数 (人)	原因細菌
平成元年5月	岐阜県	キャンプ場	動物の糞 消毒装置なし	326	病原大腸菌
平成2年6月	愛知県	飲食店	いけす井戸水の使用 消毒装置なし	370	アエロモナス
平成2年10月	埼玉県	幼稚園	汚水の流入 消毒装置なし	251	病原大腸菌
平成3年8月	群馬県	従業員食堂	不明 消毒状況不明	326	病原大腸菌
平成4年6月	東京都	仕出し屋	原因不明 消毒装置なし	234	病原大腸菌
平成5年9月	静岡県	飲食店	し尿浄化槽からの汚染 消毒状況不明	191	病原大腸菌
平成5年9月	大阪府	結婚式場	原因不明 消毒装置の不備	1,126	病原大腸菌
平成6年7月	福井県	高校	原因不明 消毒装置不動作	370	カンピロバクター
平成6年9月	富山県	雑居ビル	汚水の流入 消毒状況不明	438	病原大腸菌、ほか
平成7年3月	高知県	飲食店	雨水流入 消毒装置不動作	189	不明
平成10年5月	長崎県	大学	排水の流入 消毒剤なし	821	赤痢菌

水を汚染する細菌のワースト3

飲み水を汚染する細菌で最も多く汚染事故を起こしているのは、様々なタイプの病原大腸菌(57%)で、次いでカンピロバクター(20%)、赤痢菌(7%)などです(図1)。これらの細菌は、塩素などで水をきちんと消毒すれば死滅します。

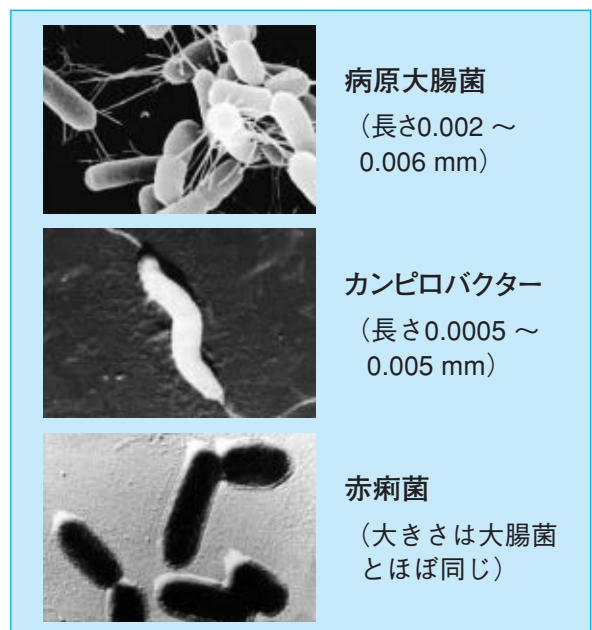


図1 水系感染の原因となる代表的な細菌の電子顕微鏡写真

井戸水、湧水には寄生虫も？

井戸水は、クリプトスポリジウムやジアルジア(図2)という、非常に小さな、塩素消毒ではほとんど死なない寄生虫で汚染されることがあります。

汚染原因は、これらの寄生虫に感染した人や動物のふん便の流入です。野生動物が汚染源となることもあります。

これまでも井戸を水源とする小規模な水道で給水が停止される事件を起こしています。

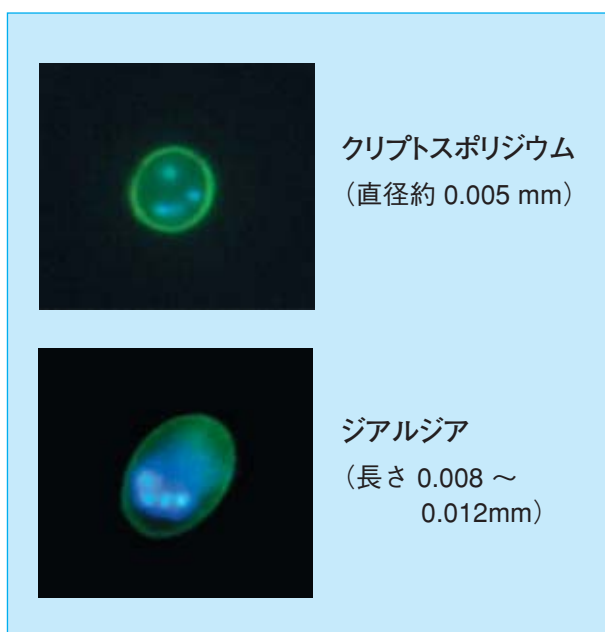


図2 クリプトスポリジウムとジアルジアの光学顕微鏡写真

飲み水からの水系感染を防ぐために

アパートやマンションで貯水槽(受水槽や高置水槽)を使っている場合は、貯水槽の容量によって「簡易専用水道」又は「小規模貯水槽水道」等という水道施設となり、貯水槽の設置者が水道法あるいは東京都の条例に従って衛生的に管理しなければなりません(表3)。水がおかしいな？と

一口メモ

人に病気を起こす性質を病原性といい、病気の原因となる微生物を病原微生物といいます。病原微生物はウイルス、細菌、寄生虫に大別され、それぞれ構造や繁殖方法などが大きく異なります。

思ったら保健所に相談してください。

井戸を使う場合は消毒し、定期的に保健所や検査機関で水質検査を受けましょう。

湧水や沢水は、たとえ名水でも飲用できるかよく注意しましょう。

表3 貯水槽を使っている水道の管理基準

★簡易専用水道(貯水槽の容量が10立方メートルを超えるもの)

設置者が水道法・水道法施行規則に基づいて管理する。
●水槽の清掃を一年に一回以上定期的に行う。
●水の汚染防止措置を講ずる。
●蛇口の水の色、濁り、臭い、味その他で異常があった場合は、水質基準の項目のうち必要なものについて検査する。
●健康を害するおそれのある場合は直ちに給水を停止し、関係者に周知する。
設置者は1年以内ごとに1回、定期的に検査を受ける。
●施設の衛生的な管理状態の検査
●蛇口の水の臭気、味、色、濁りの検査
●残留塩素の有無の検査

★小規模貯水槽水道(貯水槽の容量が10立方メートル以下のもの)

設置者が東京都条例(*)に基づいて管理する。
貯水量5立方メートルを超える施設の場合は衛生上必要な措置を講じる。
●水槽の清掃を一年に一回以上定期的に行う。
●施設の管理状況を一年に一回以上定期的に検査する。
●水の汚染防止措置を講ずる。
●蛇口の水の色、濁り、臭い、味その他で異常があった場合は、水質基準の項目のうち必要なものについて検査する。
貯水量5立方メートル以下の場合は衛生上の措置を講ずるように努める。

(*) 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

2 生活用水

生活用水ではお風呂の水やビルの空調機の冷却水がレジオネラという細菌(図3)に汚染されて水系感染症の原因となることがあります。



図3 レジオネラの電子顕微鏡写真(長さ0.002~0.005mm)

お風呂の水が原因のレジオネラ感染

浴槽のお湯を循環して繰り返し使用する循環方式の大型入浴施設や家庭用24時間風呂が、レジオネラに汚染されて死者が出たというニュースをたびたび耳にします(表4)。

目に見えない細かい水の粒(エアロゾルといいます)に含まれたレジオネラを肺に吸い込むと、高齢の方や免疫力の弱っている方、新生児などは、重症の肺炎や発熱疾患を引き起こすことがあります。

東京都は条例で公衆浴場の衛生管理やレジオネラ繁殖防止のための基準を設け、指導しています(表5)。また、旅館のお風呂についても同様の基準を設け指導しています。

家庭用のお風呂の場合は法的な規制はないので、使用する方の自己責任で管理しなければなりません。

表4 最近発生したレジオネラ感染事例
(死亡者が出た事例)

平成12年3月	静岡県内民間入浴施設 患者9名、死者1名
平成12年6月	茨城県内公営入浴施設 患者39名、死者3名
平成12年7月	名古屋市内大学病院入浴施設 死者1名
平成13年12月	都内公衆浴場 死者1名
平成14年7月	宮崎県内公営入浴施設 患者295名、死者7名
平成14年8月	鹿児島県内公営入浴施設 患者9名、死者1名
平成15年1月	石川県内温泉 死者1名
平成15年2月	岡山市内大学病院給湯施設 死者1名

表5 東京都条例による公衆浴場の水質基準

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置の基準に関する条例(昭和39年8月1日 条例第184号)(平成15年3月14日一部改正)

第3条	
浴槽水の水質基準については、次のとおりとすること。	
イ 濁度	5度以下
ロ 過マンガン酸カリウム消費量	25mg/L以下
ハ 大腸菌群	1個/mL以下
ニ レジオネラ属菌	検出されないこと。
ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。	
浴槽水は遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上を保つこと。(後略)	

ビルの冷却塔水が原因のレジオネラ感染

レジオネラはビル空調機の冷却塔の水も汚染することがあります(表6)。冷却塔水は循環使用するので、汚れがたまりレジオネラの繁殖に適した環境ができやすくなります。冷却塔の運転中はエアロゾルが空中に飛散します。換気のために開けた窓からエアロゾルが入ってレジオネラに集団感染した事例もあります。東京都ではビル衛生管理法対象施設の冷却塔水については毎年、汚染状況の調査と適正な維持管理の指導を行っています。

表6 冷却塔水のレジオネラ調査結果
(平成8~14年度 当センター)

年度	試料件数	検出件数	検出率(%)	最大菌数(CFU/100mL)
8	145	45	31.0	5.7×10^4
9	126	41	32.5	1.6×10^4
10	146	41	28.1	2.2×10^4
11	204	68	33.3	2.2×10^4
12	208	112	53.8	2.4×10^5
13	327	200	61.2	2.8×10^5
14	176	78	44.3	4.2×10^4

※ビル衛生管理法対象外施設の検査結果を含む。

生活用水からの水系感染を防ぐために

毎日水を入れ替えるお風呂は、まず心配ありません。24時間風呂の場合は浴槽の水を定期的に全部交換し、浴槽だけでなく、ろ過器もよく掃除するなど、取扱説明書をよく確認して管理しましょう。循環式の入浴施設では高齢の方や病後で体力の弱っている方は、気泡風呂や打たせ湯などの利用を控えた方がよいでしょう。

運転中の冷却塔には、むやみに近寄らないようにしましょう。冷却塔が部屋の窓や空調の外気取入口に近い場合は、フィルターの性能向上や設置場所の変更などの対策が必要です。

一口メモ

CFUは、細菌の集落を数えるときに使用する単位です。例えば 5.7×10^4 CFU/100mLは、100mL中に検出された細菌の集落数が5万7千個であったことを表します。

3 レクリエーション用水

最も身近なレクリエーション用水は、プールの水です。プールでは目やのどに水が入ったり、誤ってプール水を飲み込むこともあるため、水系感染症の原因になることがあります。

学童に多いプール熱

正式には咽頭結膜熱といい、アデノウイルスというウイルス（図4）が目の結膜等から侵入して高熱やのどの痛み、目の充血などの症状を起こします。学童がプールに入った後に集団感染することがたびたびあるので、俗に「プール熱」と呼ばれています。患者の目や唾液に含まれるウイルスとの接触で感染するので、プールに入らなくても咳、くしゃみから、あるいはタオルの共用から感染することがあります。

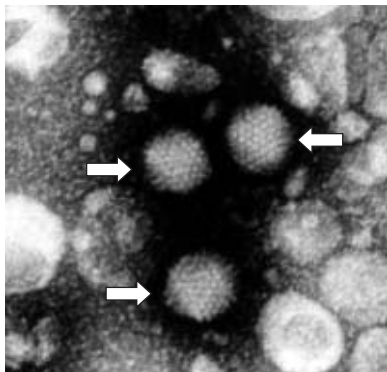


図4 アデノウイルス（矢印）の電子顕微鏡写真
(直径約 0.00008mm)

レクリエーション用水からの水系感染を防ぐために

プールについては東京都の条例でろ過・消毒などの管理が義務づけられており、水質の基準も定められています(表7)。しかし、プール水による水系感染症を予防するためには利用者も十分な注意を払う必要があります。

- ・風邪気味の場合は遊泳しない。
- ・下痢気味の場合は遊泳しない。
- ・プール水を飲み込まない。
- ・プールに入る前に用便を済ませ、体を良く洗う。
- ・プールの中で手鼻をかんだり、つばを吐いたりしない。
- ・遊泳後は洗眼やうがいを必ず実行する。

表7 東京都条例に基づくプール水の水質基準
プール等取締条例施行規則(昭和50年東京都規則第78号)
(平成16年3月31日一部改正)

別表第二 プール特定基準

プール水については、次の基準を守ること。		
イ	水素イオン濃度	pH値5.8から8.6まで
ロ	濁度	2度以下
ハ	過マンガン酸カリウム消費量	12mg/L以下
ニ	塩素消毒の場合	遊離残留塩素濃度0.4mg/L以上
	二酸化塩素消毒の場合	二酸化塩素濃度0.1mg/L以上0.4mg/L以下 かつ亜塩素酸濃度1.2mg/L以下
ホ	大腸菌群	50mL中に検出されないこと。
ヘ	一般細菌	200 CFU/mL以下

加温装置を設けて温水を利用する場合、プール水からレジオネラ属菌が検出されないこと。

4 水系感染症を防ぐための基本

私たちの生活意識の変化や利便性追求のために、水との接し方や利用方法も変化しています。その結果、水中の病原微生物と思わぬところで接触する機会が増えています。しかし、水系感染症を防ぐ基本はいつの時代でも変わりません。

- ・飲用に適していることが明らかな水を飲む。
- ・病原微生物を水に持ちこむおそれのある行為をしない。
- ・微生物が増えるおそれのある水の使い方をしない。
- ・水周りはいつも清潔に維持する。

私たちが水への関心と注意を怠れば、病原微生物はいつでも水を汚染する機会をうかがっていることを忘れずに、水を衛生的に利用していきましょう。

東京都食品安全情報評価委員会の報告

東京都食品安全情報評価委員会は、平成16年7月9日、同委員会が選定した2つの課題について同専門委員会での検討結果を踏まえ、知事に報告しました。

1 食品安全に関するリスクコミュニケーションの事例検討

—国が公表した「水銀を有する魚介類等の摂食に関する注意事項」について—

食品安全に関するリスクコミュニケーション手法については未だ確立したものはなく、国も自治体も試行錯誤で実施している状況である。そのため、国が平成15年6月3日に公表した「注意事項」について、食品安全に関するリスクコミュニケーションをより効果的に行うための検討課題として取り上げた。

報告は、今後、都が適切にリスクコミュニケーションを推進するために必要な、情報提供のあり方、検証の必要性など、「注意事項」の内容や影響等を分析・検討する過程で得られた知見を取りまとめたものである。

2 カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために

—正しい理解でおいしく食べる—

近年、カンピロバクターによる食中毒は増加傾向にあり、発生原因として鶏肉の関与が多く指摘されている。そこで、本報告は、現時点で最も現実的かつ効果的な対策として、感染を引き起こさない鶏肉の食べ方及び取扱い方法の周知をあげ、リスクコミュニケーションを活用してカンピロバクター食中毒の低減を図ろうとする、新たな方向性を示したものである。

詳細・問合せ先：福祉保健局健康安全室 健康安全課 電話03-5320-4507

URL <http://kenkou.metro.jp/anzen/index.htm/>

●健康安全研究センター公開セミナーのご案内●

テーマ 知っておきたい暮らしの中の健康と安全

- (1) 安心・安全・信頼の医療をサポート
- (2) 東京都における性感染症の動向
- (3) お風呂での肺炎感染にご用心！
- (4) ご存じですか？カビがつくる毒
- (5) 生体影響試験が教えてくれること
- (6) 植えて良いケシ悪いケシ

入場料 無料 予約不要 (先着280名)

日時 平成16年9月30日(木)
午後1時30分～午後4時50分

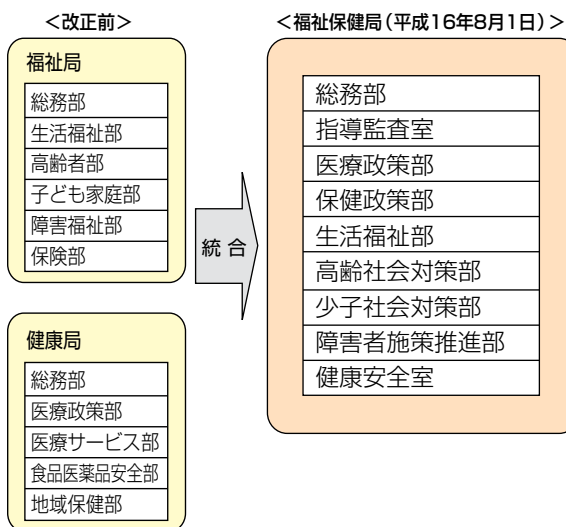
会場 都民ホール(東京都庁)
新宿区西新宿二丁目8番1号

パネル展 9月21日(火)～30日(木)(土・日・祝を除く)
第一本庁舎 2階 北側 情報館

問合せ先 健康安全研究センター
計画調整課調査係 電話03-3363-3231

平成16年8月1日、福祉保健局が誕生しました。

少子高齢化社会に対応し、健康に対する都民の皆さんの不安を払拭するため、福祉局と健康局の組織を統合し、福祉保健局を設置しました。



<表紙の写真> サフラン(アヤメ科)

サフラン *Crocus sativus* は、地中海沿岸からインドに至る地域原産の多年草です。めしべは3本に分かれ、長く鮮やかな赤色をしています。このめしべを乾燥させたものは、生薬として婦人用薬などに配合されたり、また、料理の香料や着色料として用いられたりしています。(撮影 東京都薬用植物園)

本誌「くらしの健康」の郵送をご希望の方は、A4版の入る封筒に140円切手(1部の場合)を貼って、あて先を明記のうえ当センター調査係までお送りください。

健康安全研究センターの事業内容をホームページに掲載しています。

URL <http://www.tokyo-eiken.go.jp/>

登録番号(16)1
平成16年9月発行

- 本誌の内容を転写する場合は、下記までご連絡ください。
- 本誌に対するご意見、お問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

発行 東京都健康安全研究センター 企画管理部 計画調整課 調査係

〒169-0073 東京都新宿区百人町三丁目24-1 電話 03-3363-3231 ファクシミリ 03-3368-4060

印刷 (有)双和印刷巧芸社

